

質問に対する回答書

質問事項	質問内容	R7回答
1 契約関係	旧一電が公表する翌年4月から適用となる燃調諸元が大幅に変更になる場合は、弊社システム対応の関係で現行の諸元を継続するなど協議させていただくことがあることをあらかじめご了承ください。	契約後については契約書(案)第3条第2項による協議により決定します。 なお、応札額は協議の対象になりません。いったん入力された入札金額は、いかなる時点においても書き換え、引き換え又は撤回を認めない扱いとしています。
2 契約関係	契約期間中、一般電気事業者による料金等に係る改定等が行われた際の対応について別途協議可能でしょうか。	契約後については契約書(案)第3条第2項による協議により決定します。 なお、応札額は協議の対象になりません。いったん入力された入札金額は、いかなる時点においても書き換え、引き換え又は撤回を認めない扱いとしています。
3 契約関係	消費税または、一般送配電事業者が託送料金の改定に伴う値上げ、値下げを行った際に、その改定分の契約単価変更を行いますかよろしいでしょうか。	契約後については契約書(案)第3条第2項による協議により決定します。 なお、応札額は協議の対象になりません。いったん入力された入札金額は、いかなる時点においても書き換え、引き換え又は撤回を認めない扱いとしています。
4 契約関係	契約内容に関する協議にはご対応いただけますでしょうか。	契約書(案)第15条に規定する協議が必要な場合は、協議して定めることとしています。契約書(案)の内容の記載に関する変更の協議はできません。
5 契約関係	仮に当社が落札した場合、契約書(案)の内容について落札後に協議いただくことは可能でしょうか。	契約書(案)の内容に関する記載の変更の協議はできません。
6 契約関係	仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事柄について協議いただくことは可能でしょうか。契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。	契約書(案)に定めのない事項については、契約書(案)第15条に定めている通りです。なお、契約書(案)第14条に定め(乙の電気需給約款及び九州地区の旧一般電気事業者が適用する標準供給条件)にいますので、契約書や覚書について協議等はいたしません。
7 契約関係	弊社が落札した場合、契約書や覚書について協議させていただくことは可能でしょうか。 また、可能な場合、契約書にない細目的事項に関しては弊社の電気需給約款に依拠する形で締結させていただくことは可能でしょうか。	契約書(案)に定めのない事項については、契約書(案)第15条に定めている通りです。なお、契約書(案)第14条に定め(乙の電気需給約款及び九州地区の旧一般電気事業者が適用する標準供給条件)にいますので、契約書や覚書について協議等はいたしません。
8 契約関係	当該地域を管轄する電力会社(一般送配電事業者を含む)による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	契約後については契約書(案)第3条第2項による協議により決定します。 ただし、応札額は協議の対象になりません。いったん入力された入札金額は、いかなる時点においても書き換え、引き換え又は撤回を認めない扱いとしています。
9 契約関係	落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがございます。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者に支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますでしょうか。	契約後については契約書(案)第3条第2項による協議により決定します。 ただし、応札額は協議の対象になりません。いったん入力された入札金額は、いかなる時点においても書き換え、引き換え又は撤回を認めない扱いとしています。
10 契約関係	燃料費等調整制度が変更された場合は、入札価格と実際の価格に大きく差が生じる可能性があるため協議に応じていただくことは可能でしょうか。	契約書案11条の記載事項(九州地区の旧一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件)を遵守すれば、問題ありません。
11 契約関係	基本料金や従量料金を一般送配電事業者の託送供給約款を基に算出しております。入札を行った日時に降に当該地域を管轄する一般送配電事業者の託送供給約款に変更による原価上昇があった場合、弊社の基本料金や従量料金単価などの各単価もそれに伴い変更となります。変更があった場合には単価の変更に関して協議させていただきますでしょうか。	契約単価の変更については契約書(案)第3条第2項の記載による協議により決定します。
12 契約関係	契約締結期限の記載がございましたが、こちらは必須でしょうか。 また、こちらは土日・祝日を含んだ日数でしょうか。 契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等お時間を頂戴することとなりますが契約締結日をご指定内で締結すれば問題ございませんでしょうか。	大分県契約事務規則第29条第2項の規定に基づき、土、日、祝日を含めて7日以内に契約関係書類の提出をお願いします。 問題ありません。
13 契約関係	契約書締結までの7日と記載がありますが、こちらは両印のある契約書が双方に届くまでの期間になりますでしょうか。	落札者となった場合に、7日以内に落札者が押印した契約書の書類の送達日を指します。

質問に対する回答書

質問事項	質問内容	R7回答
14 契約関係	契約書の締結に関して、『落札者決定通知の日から7日以内』と記載されておりますが、こちらの期限は押印済み契約書が双方の手元にあり取り交わしを完了させた状態のことか、契約書に記載する締結日の指定かだとどちらになりますでしょうか。 弊社では、内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになる予定のため7日以内に製本や押印を完了し郵送まで完了させることは難しいと考えております。 そのため、上記期日が取り交わし期日となる場合、期日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。	入札説明書19に記載のとおり、契約関係書類に必要な事項を記載し、記名押印のうえ提出をする期間となります。ただし、大分県契約事務規則第29条第2項の規定に基づき、土、日、祝日を含めて7日以内となります。 協議可能です。
15 契約関係	契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出がでかねる可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。	入札説明書19に記載のとおり、契約関係書類に必要な事項を記載し、記名押印のうえ提出をする期間となります。ただし、大分県契約事務規則第29条第2項の規定に基づき、土、日、祝日を含めて7日以内となります。 協議可能です。
16 契約関係	第6条(権利義務の譲渡等の禁止) 下記文言の追加をお願いできますでしょうか。 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。 この後に➡ただし、甲の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。	本契約について、電気料金債権の譲渡等の承諾は致しかねます。
17 契約関係	第11条(電気料金の支払) 料金の支払いが期限内に支払われない場合の遅延利息について『2.5パーセントの割合』を『政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算した利息』に修正いただけますでしょうか。	申し出の記載方法への変更は可能です。
18 契約関係	遅延利息について弊社の供給条件では、「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合を乗じて算定してえた金額」と記載されております。 ご了承いただけますでしょうか。 また、弊社落札の際、電力需給契約書(案)においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。	遅延利息については、契約書(案)第11条第4項及び同条第5項に定められているとおりです。したがって、変更は致しかねます。
19 契約関係	第13条(違約金) 甲の責に帰すべき事由により発生する違約金についての記載がございませんので、下記文言を参考に条項の追加をお願いできますでしょうか。 『甲の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合には、甲は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に、単価表に定める契約金額(電力量料金単価)を乗じた額に、単価表に定める基本料金を加算した額の10分の1に相当する額を違約金として乙の指定する期間内に支払わなければならない。』	申し出の内容での契約書の記載追加については致しかねます。
20 契約関係	第15条(協議) 定めのない事項につき協議を行う際に『乙の電力需給約款参照の上』を追記をお願いできますでしょうか。	契約書(案)第14条に定め(乙の電気需給約款及び九州地区の旧一般電気事業者が適用する標準供給条件)ていますので、追記等はいたしません。
21 契約関係	仕様書および電力需給契約書(案)に定めのない事項については、弊社供給条件および料金表によるものとなります。ご了承いただけますでしょうか。 また、弊社落札の際、電力需給契約書(案)においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。 仕様書につきましても、電力需給契約書(案)に合綴する場合は同様に變更いただくことは可能でしょうか。	落札後、電力需給契約書(案)に定めのない事項については、契約書(案)第15条に定められているとおりで、仕様書(9)その他にこの仕様書に定めのない事項については、別途、協議の上決定することとなっています。
22 契約関係	契約書に以下の文言も追加を協議いただけますか。 乙(供給者)は、この契約の締結後、乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲(入札実施機関)へ通知のうえ、変更後の電気契約要綱・標準料金表に基づき、契約金額を変更することができる。	契約書(案)第14条に定め(乙の電気需給約款及び九州地区の旧一般電気事業者が適用する標準供給条件)ていますので、追記等はいたしません。

質問に対する回答書

質問事項	質問内容	R7回答
23 契約関係	仕様書等に記載の無い、契約期間中に施設の閉鎖や移転等により電力の供給停止に伴う途中解約が発生する場合、協議のうえでの解約となりますがご了承いただけますでしょうか。	質問内容に該当する施設に限った協議のうえでの解約であれば問題ありません。
24 契約関係	【500kW以上の施設について】 現在の契約電力が500kW以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。 (頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。)	問題ありません。
25 契約関係	契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか(500kW以上の協議制契約の場合)併せて、契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となりますため、ご希望に添えない場合がございます。また、入札時の算定条件と異なることになるため、弊社からあわせて単価変更のご提示と協議をご依頼する場合がございます。ご了承ください。	契約電力の変更の予定はありません。
26 契約関係	【500kW未満の施設について】 契約期間中に増設工事等により、契約電力が500kW以上の協議制となる予定はございますでしょうか。 仮に、契約期間中に協議制となった場合には契約単価の変更協議に応じていただけますでしょうか。	令和7年12月時点で予定はありません。
27 契約関係	契約電力が1施設で500kW以上(協議制)の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
28 契約関係	【500kW以上の施設について】 契約電力が1施設で500kW以上(協議制)の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。 また、その際契約単価の変更協議には応じていただけますでしょうか。	問題ありません。
29 契約関係	【500kW以上の施設について】 供給開始後に最大需要電力が契約電力を超過した場合、一般送配電事業者の指示のもと、超過金の支払いではなく契約電力の超過是正をいたします。(超過是正については弊社で決定するものではなく、一般送配電事業者の指示のもと対応すべき事項です。)その際、契約単価の変更が生じますが問題ございませんでしょうか。	問題ありません。
30 契約関係	契約電力が1施設で500kW以上(協議制)の施設について、今現在の契約電力と直近1年間の最大需要電力の実績値をご教示願います。 例:契約電力:〇〇kW 最大需要電力実績:2024年1月 〇〇kW	【県立図書館】 契約電力:594kW 最大需要電力実績:2025年7月 553kW
31 契約関係	上記質問にて記載いただいている契約電力と仕様書に記載の契約電力に相違がある場合、仕様書の契約電力でのご契約が、必須となりますでしょうか。	仕様書記載の電力が必須となります。

質問に対する回答書

質問事項	質問内容	R7回答
32 契約関係	契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか下記ご確認をお願いいたします。 (500kW未満の実量制契約の場合) 直近請求書の契約電力を引き継がせていただきます。 (500kW以上の協議制契約で契約電力を増加予定の場合) ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり書類の提出が必要となるため変更までにお時間をいただきます。 (落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせていただきますのでご了承ください。) (500kW以上の協議制契約で契約電力を減少予定の場合) ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり過去12か月分のデマンド値が必要となり、変更まで時間をいただきます。 管轄エリア電力会社様の承認が得られない場合は直近の請求書の契約電力となります。 (落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせていただきますのでご了承ください。)	令和7年12月時点で予定はありません。
33 契約関係	協議制契約(500kW)の場合、契約電力変更を1年以内に2回以上行う等、お客様起因にて供給地点エリアの送配電事業者より違約金を請求された場合は弊社より違約金相当分をご請求させていただきますがよろしいでしょうか。	変更の予定はありません。
34 契約関係	契約期間中に増設工事等により、契約電力が500kW以上の協議制となる予定はございますでしょうか。 仮に、契約期間中に協議制となった場合には契約単価の変更協議に応じていただけますでしょうか。	令和7年12月時点で予定はありません。 問題ありません。
35 契約関係	本契約において、予備電力のご契約は予定されておりますでしょうか。ある場合、種別は予備電源と予備線のどちらになりますでしょうか。	令和7年12月時点で予定はありません。
36 契約関係	本契約において、自家発補給電力の契約を予定されておりますでしょうか。ある場合、入札金額計算書に記載するのは使用月と不使用月のどちらになりますでしょうか。	質問の趣旨が九州電力(株)の定める「標準供給条件」(2025年4月1日実施)P22「17 自家発補給電力」に該当する契約有無ということであれば、該当する契約はありません。 質問の趣旨が各施設に設置している自家発電機ということであれば、大分県HP又は電子入札システムに電力入札の公告に掲載している添付ファイル「仕様書」及び「仕様書別紙」の【仕様書別紙】1.基本情報に記載してある通りです。
37 契約関係	各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。ある場合は契約電力(kw)、使用予定期間を教えてください。	質問の趣旨が九州電力(株)の定める「標準供給条件」(2025年4月1日実施)P22「17 自家発補給電力」に該当する契約有無ということであれば、該当する契約はありません。 質問の趣旨が各施設に設置している自家発電機ということであれば、大分県HP又は電子入札システムに電力入札の公告に掲載している添付ファイル「仕様書」及び「仕様書別紙」の【仕様書別紙】1.基本情報に記載してある通りです。
38 契約関係	電力切替のお手続きが供給開始の15営業日前までに不備のない状態で手続きを終える必要があります。落札後の手続きとして下記の流れになります。 ①請求書データより、必要な情報を弊社にて記載した申込書の作成(契約名義・供給地点番号・契約会社・契約会社お客様番号) ②弊社記載後各拠点のご担当者様情報(所属部署・名前・メールアドレス)と各需要場所の主任技術者様の情報(所属会社、担当者名、電話番号)等を申込書に記載頂く ③現供給電力会社および送配電への連携(供給開始前15営業日以内※不備のない状態) 上記対応が必要のため、「供給地点情報が記載されている請求書」を3営業日以内にいただきたいのですが、ご対応可能でしょうか。	問題ありません。
39 仕様書関係	施設において建築・増築にかかる移転はありますでしょうか。	令和7年12月時点で予定はありません。

一般競争入札(教育庁):大分県立高田高等学校ほか11施設で使用する電気
質問に対する回答書

質問事項	質問内容	R7回答
40 仕様書関係	契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更、受電設備の新設など、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。	令和7年12月時点で予定はありません。
41 仕様書関係	契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備新設など、電力の契約に影響するような工事予定がある施設はございますでしょうか。ある場合は、対象施設と工事内容をご教示ください。	令和7年12月時点で予定はありません。
42 仕様書関係	供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事や設備工事(設置・撤去を含む)のご予定はありますか。	令和7年12月時点で予定はありません。
43 仕様書関係	当該案件の施設の中に予備電源もしくは予備線に該当する施設はございますか。	該当する施設はありません。
44 仕様書関係	大分県立図書館の使用実績が空欄ですが、こちらは新設の施設でしょうか。	既存の施設ですが、契約電力が500Kw以上で協議制となっており、実量制ではないため記載しておりません。
45 仕様書関係	仕様書別紙の最大需要電力について、大分県立図書館が空欄となっておりますが、記載漏れでしょうか。	既存の施設ですが、契約電力が500Kw以上で協議制となっており、実量制ではないため記載しておりません。
46 仕様書関係	現在の契約電力会社、契約種別をご教示ください。(適当な単価設計のため必要な情報となりますのでご教示ください) 例 ○○電力 業務用電力、高圧電力等	ゼロワットパワー株式会社と契約しています。 契約種別は仕様書に記載のとおりです。 計量日は毎月1日0時です。
47 仕様書関係	送電開始日は計量日と同日でしょうか。相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月1日となる可能性がございました。ご了承いただけますでしょうか。	同日になります。
48 仕様書関係	契約期間中は、みなし小売電気事業者(九州電力株式会社様)の入札時の約款に基づく単価を適用させていただきますが、問題ございませんでしょうか。	問題ありません。
49 仕様書関係	燃料費調整単価について弊社では請求金額算出にあたり「みなし一般電気事業者」の燃料調整費算出式、及びその算出式を用いた燃料調整費単価を適用しております。ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
50 仕様書関係	燃料調整費につきまして、みなし小売電気事業者の約款【標準供給条件(2023年10月1日実施)料金表(高圧・特別高圧)】に記載されている算定諸元を用いて計算いたしますが、よろしいでしょうか。	問題ありません。
51 仕様書関係	弊社では契約期間中に燃料費等調整制度を適用することを前提として単価設定を行っております。(入札時の単価には燃料費調整額は含まれておりません) 契約期間中に適用する燃料費等調整制度について入札時にみなし小売電気事業者(旧一般電気事業者)が公表している最新の約款(以下、みなし小売約款)に基づいた算定方法を契約期間中適用する認識でよろしいでしょうか。 また、契約期間中にみなし小売約款が改定されても、契約期間満了までは契約開始時と同じ算定方法を継続いたしますがよろしいでしょうか。	契約書案11条第2項の記載事項(九州地区の旧一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件)の変更を考慮し、契約書(案)第15条の協議となります。
52 仕様書関係	燃料費調整額には、市場価格調整額と離島ユニバーサルサービス調整額が含まれているという認識でよろしいでしょうか。	燃料費等調整額については、契約書(案)第11条に記載の通り、九州地区の旧一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件によるものです。
53 仕様書関係	※燃料調整費について 落札後の契約時において燃料調整を行わないプランでご契約することは可能でしょうか。 あるいは、現行(公告時点)の燃料費等調整の算定諸元が契約満了まで適用させていただくことは可能でしょうか。	ご質問のプランでは契約は行いません。 契約書案11条の記載事項(九州地区の旧一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件)を遵守すれば、問題ありません。

質問に対する回答書

質問事項	質問内容	R7回答
54 仕様書関係	燃料費調整額について、「需要場所を管内とする旧一般電気事業者が定める標準供給条件又は、託送供給約款による」とありますが、各社が独自に定める燃料費等調整額(燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む)による契約は不可との認識で相違ないでしょうか。	お見込のとおりです。
55 仕様書関係	弊社が契約に至った場合、入札時点の約款に基づく燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。 ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際に契約単価の見直し協議は可能でしょうか。	契約書案11条の記載事項(九州地区の旧一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件)を遵守すれば、問題ありません。
56 仕様書関係	弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額(電源調達調整単価)を算出することは可能でしょうか。	申し出の内容では対応致しかねます。
57 仕様書関係	自動検針装置はついてますか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。	仕様書別紙に記載のとおりです。
58 仕様書関係	契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込にしましては工事予定日2か月前までに弊社と協議を行っていただくことをご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
59 請求書	毎月の請求発行方法をご教示いただけますでしょうか。 ①施設別 ②一括(すべてまとめた請求書) ①②以外(詳細をご教示ください)	①施設別に請求書を発行してください。
60 請求書	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費調整額」と表記される形となりますが問題ございませんでしょうか。	問題ありません。
61 請求書	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となりますが問題ございませんでしょうか。	問題ありません。
62 請求書	請求書の表記について、 【線上検針(計量日1日)の場合】 弊社の料金算定の都合上、2026年4月1日から2026年4月30日まで使用した電気料金は、2026年4月分電気料金としてご請求することとなります。 また、燃料費調整額の適用は2026年4月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。 【分散検針(計量日1日以外)の場合】 弊社の料金算定の都合上、2026年4月18日から2026年5月17日まで使用した電気料金は、2026年5月分電気料金としてご請求することとなります。 また、燃料費調整額の適用は2026年5月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。 ※上記日付はあくまでも、一例です。それぞれの検針日により日付は異なります。	本入札は、契約書(案)第9条及び第10条のとおり線上検針(計量日1日)の場合となりますので、記載のとおりで不都合はありません。 なお、分散検針は想定していません。
63 請求書	弊社は環境配慮の観点等により、紙請求書を廃止し、完全電子化へと移行いたしました。 お客さまにはWeb上の『お客様ページ』にて請求書(施設ごとの内訳書アリ)を確認・ダウンロード・印刷して頂くこととなりますが、ご了承いただけますでしょうか。 また検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただきます。毎月の受電月報(30分データ)の提供は、Webからのダウンロードにて可能ですのでよろしくお願い致します。	Webページにて請求書を確認でも問題ありません。 ただし請求内容(利用期間、振替日)の表示が必要です。 検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えても問題ありません。
64 請求書	弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止となっておりますが、電子請求書で対応は可能でしょうか。 また、電子請求書について協議可能でしょうか。	Webページにて請求書を確認でも問題ありません。 ただし請求内容(利用期間、振替日)の表示が必要です。 協議可能です。
65 請求書	お客さまにはお客さま専用Webページにて電子請求書及びご使用量等検針結果をご確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。(Webからダウンロード)	Webページにて請求書を確認でも問題ありません。 ただし請求内容(利用期間、振替日)の表示が必要です。

質問に対する回答書

質問事項	質問内容	R7回答
66 請求書	弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子化へ移行しております。お客さまにはお客さま専用Webページにて請求書を確認頂くことになりますが、問題ありませんでしょうか。(Webからダウンロード可能)	Webページにて請求書を確認でも問題ありません。ただし請求内容(利用期間、振替日)の表示が必要です。
67 請求書	弊社では、ペーパーレス・業務効率化の観点から、請求書は電子メールでの送付とし、弊社印の押印を原則行っておりません。ご了承いただけますでしょうか。	電子メールでの送付でも問題ありません。ただし請求内容(利用期間、振替日)の表示が必要です。
68 請求書	ダウンロード可能な請求書へは押印及び請求担当者等の記載は対応しておりません。ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
69 請求書	支払について、請求書受領後30日以内にご対応いただくことは可能でしょうか。	請求書を受領してから30日以内に振込または口座振替にて支払うことについては了承します。
70 請求書	請求書の支払い期限は請求書受領後30日以内に振込となります。(年度末でも同様)ご承諾いただけますでしょうか。	請求書を受領してから30日以内に振込または口座振替にて支払うことについては了承します。
71 請求書	支払期日について、下記期日をお願いしております。ご了承いただけますでしょうか。 【銀行振込の場合】検針日から30日以内(検針日から30日以内が難しい場合は、請求書到着より30日以内) 【口座振替の場合】繰上検針で当月27日、分散検針で翌月14日(2～15日)と翌月27日(16～31日)にお振替	請求書を受領してから30日以内に振込または口座振替にて支払うことについては了承します。
72 請求書	弊社では、請求書をご使用月の翌月4～5営業日に送付、請求書送付月の月末までにお振込みを原則とさせて頂いております。ご了承いただけますでしょうか。	口座振替となります。 請求については、翌月10日までに請求してください。 請求書を受領してから30日以内に振込または口座振替にて支払うことについては了承します。
73 請求書	弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はおお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。 また、弊社では料金算定期間の翌月末日を支払期日としております。ご了承いただけますでしょうか。	口座振替となります。 請求書を受領してから30日以内に振込または口座振替にて支払うことについては了承します。
74 請求書	今回のご契約における月々のお支払いは、お振込でしょうか口座振替でのご対応でしょうか。	口座振替となります。
75 請求書	支払について、口座振替、指定口座への入金、納付書による振込のいずれにも対応可能でしょうか。	口座振替となります。
76 請求書	お支払いについては口座振替もしくは銀行振込にてお願いしておりますが、どちらでのお支払いになる見込みかご教示いただけますでしょうか。	口座振替となります。
77 請求書	弊社では納付書(請求書)払い、もしくは口座振替(口座引き落とし)となります。どちらに対応可能でしょうか。また、取引先銀行はどちらになりますでしょうか。	口座振替となります。取引先銀行については指定はありません。
78 請求書	銀行振込を選択される場合は分割請求や分割振込での対応は必要になりますでしょうか。	必要ありません。
79 請求書	銀行振込により振込手数料が発生した場合、民法第484条、第485条の「持参責務の原則」に基づき該当手数料は振込者のご負担となります。ご了承ください。	問題ありません。
80 請求書	お支払い方法については、弊社口座へのお振込みとし、振り込み手数料についてはお客さま負担とさせて頂いております。ご了承いただけますでしょうか。	問題ありませんが、支払いについては口座振替となります。
81 請求書	第10条(使用電力量の計量)第11条(電気料金の支払) 記載では「通知後、請求」となっておりますが、実際の業務では1日の午前0時に自動計量され、毎月第4営業日を目途に請求書発行となり、その請求書にご利用の内訳が記載されております。 文面: 計量⇒通知⇒請求 実情: 計量⇒請求・内訳送付 特に契約書文面は変えていただかなくても結構ですが、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりませんのでご了承いただけますでしょうか。	検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えても問題ありません。

質問に対する回答書

質問事項	質問内容	R7回答
82 請求書	計量結果の報告および検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認・ご対応いただけますでしょうか。また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承ください。	問題ありません。
83 請求書	弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか。(自動販売機・施設内の売店等)	問題ありません。
84 請求書	電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。	問題ありません。
85 請求書	電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。(1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか)複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能でしょうか。	ご認識のとおりで間違いありません。
86 請求書	複数需要場所の合算請求書の発行は対応できかねますがご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
87 請求書	発行される請求書につきましてはすべて【税込】単価の記載となりますがご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
88 請求書	契約書に記載の契約単価も【税込】単価とさせていただきますがご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
89 請求書	弊社の請求書は、原則、確定版請求書を翌月7営業日夕方より順次掲載致します。ご了承いただけますでしょうか。	契約書(案)の第11条で原則として10日までとしています。
90 請求書	請求書発行について、弊社では毎月7営業日頃の発送となっておりますがご了承いただけますでしょうか。	契約書(案)の第11条で原則として10日までとしています。
91 請求書	「乙は、前条の計量の通知後、当該月に係る電気料金の支払を、原則として、翌月10日までに請求しなければならない。」と記載がございますが、弊社では検針日から3営業日日程でWEB上で請求金額を確認いただき、請求書につきましては検針日の翌日から5営業日日程に発送させていただきますがよろしいでしょうか。(大型連休や年末年始も同様の対応となります)	請契約書(案)の第11条で原則として10日までとしています。が、特別な事情がある場合は認めることとします。
92 請求書	弊社の請求書の発行は、原則、検針日から8～10営業日迄に発行させていただき、15営業日迄に原本の到着(請求書の原本郵送が必要な場合に限り)とさせていただきます。ご了承いただけますでしょうか。	契約書(案)の第11条で原則として10日までとしています。
93 入札関係	提出する書類の日付は提出日でよろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定(例:開札日)等はございますか。	電子入札システムでの応札の場合は、入力日になります。(公告に記載されている金額入力期間内の入力日)紙による入札参加を認める基準は ①商号又は代表者等の変更により、ICカードの再取得が間に合わない場合 ②ICカードの破損、盗難による再発行手続き中の場合 ③WTO該当案件において、入札参加者が電子入札システムの利用が困難であると認められる場合 ④電子入札の対応が困難であると認められる場合 ⑤その他やむを得ない事情があると認められる場合 と大分県電子入札運用基準にあります。 紙による入札書に記載する日付は、電子入札の入力期間の日付となります。
94 入札関係	入札書と内訳書およびその他提出書類について、ExcelもしくはWordデータでいただくことは可能でしょうか。不可の場合、任意様式で作成しても良いですか。	電子入札システム又は大分県HPIに掲載していますので、ダウンロードして使用してください。

質問に対する回答書

質問事項	質問内容	R7回答
95 入札関係	入札書と同封してよろしいでしょうか。 同封する場合、留め方や箇所、割り印等の指定はございますでしょうか。	ホームページにある「紙入札参加方法」を参照してください。 ただし、原則として大分県共同利用型電子入札システムを使用してください。 紙による入札参加を認める基準は ①商号又は代表者等の変更により、ICカードの再取得が間に合わない場合 ②ICカードの破損、盗難による再発行手続き中の場合 ③WTO該当案件において、入札参加者が電子入札システムの利用が困難であると認められる場合 ④電子入札の対応が困難であると認められる場合 ⑤その他やむを得ない事情があると認められる場合 と大分県電子入札運用基準にあります。
96 入札関係	入札書と入札金額内訳書について、割印、ホッチキス止めなど指定はありますか。	ホームページにある「紙入札参加方法」を参照してください。 ただし、原則として大分県共同利用型電子入札システムを使用してください。 紙による入札参加を認める基準は ①商号又は代表者等の変更により、ICカードの再取得が間に合わない場合 ②ICカードの破損、盗難による再発行手続き中の場合 ③WTO該当案件において、入札参加者が電子入札システムの利用が困難であると認められる場合 ④電子入札の対応が困難であると認められる場合 ⑤その他やむを得ない事情があると認められる場合 と大分県電子入札運用基準にあります。
97 入札関係	入札書と内訳書につきまして、割印、ホッチキス留めなど、指定はありますか。 また、郵送提出の際、入札書、内訳書を封入した内封筒と、郵送用の外封筒での二重封筒で提出する必要がありますでしょうか。	ホームページにある「紙入札参加方法」を参照してください。 ただし、原則として大分県共同利用型電子入札システムを使用してください。 紙による入札参加を認める基準は ①商号又は代表者等の変更により、ICカードの再取得が間に合わない場合 ②ICカードの破損、盗難による再発行手続き中の場合 ③WTO該当案件において、入札参加者が電子入札システムの利用が困難であると認められる場合 ④電子入札の対応が困難であると認められる場合 ⑤その他やむを得ない事情があると認められる場合 と大分県電子入札運用基準にあります。
98 入札関係	入札書と入札内訳書を郵送にて提出する場合、中封筒への封緘印について指定はございますか。	封緘印について指定はありません。(ホームページにある「紙入札参加方法」を参照してください。) ただし、原則として大分県共同利用型電子入札システムを使用してください。 紙による入札参加を認める基準は ①商号又は代表者等の変更により、ICカードの再取得が間に合わない場合 ②ICカードの破損、盗難による再発行手続き中の場合 ③WTO該当案件において、入札参加者が電子入札システムの利用が困難であると認められる場合 ④電子入札の対応が困難であると認められる場合 ⑤その他やむを得ない事情があると認められる場合 と大分県電子入札運用基準にあります。
99 入札関係	弊社は、立ち合いをせずに入札予定のため、再入札の際は辞退を予定しております。 その場合、初度入札と同時に再入札辞退届の提出は必要でしょうか。	再入札辞退届の提出は不要です。
100 入札関係	落札者が決まらず2回目以降の入札が行われる場合は辞退させていただきたく考えております。その場合の初度入札書提出時に2回目入札の辞退届の提出をあらかじめする必要はありますか。辞退届が必要な場合の様式等もご教示いただけますでしょうか。	再入札辞退届の提出は不要です。

質問に対する回答書

質問事項	質問内容	R7回答
101 入札関係	委任状のおける受任者は委任者に準ずる決裁権者となりますでしょうか。 また、委任状提出の場合は、競争入札参加資格申請書、入札書、契約書等の当社名義人も受任者とする事でよろしかったでしょうか。	入札書や電気料金入札金額計算書を持参し、提出する方の氏名としてください。 委任状については入札の際の委任となりますので、開札時に提出してください。また、入札書は代理人入札用の様式を使用してください。 競争入札参加資格申請書や契約書の名義人は代表者氏名となります。 ただし、原則として大分県共同利用型電子入札システムを使用してください。 紙による入札参加を認める基準は ①商号又は代表者等の変更により、ICカードの再取得が間に合わない場合 ②ICカードの破損、盗難による再発行手続き中の場合 ③WTO該当案件において、入札参加者が電子入札システムの利用が困難であると認められる場合 ④電子入札の対応が困難であると認められる場合 ⑤その他やむを得ない事情があると認められる場合と大分県電子入札運用基準にあります。
102 入札関係	入札金額の算定時に力率は100%で計算してよろしいでしょうか。	力率100%で算定してよいです。(仕様書に「力率は、契約期間中は100%を保持する予定。入札額算定時も、力率100%で算定してよい」とあるとおりです。)
103 入札関係	入札金額の積算につきまして、基本料金及び電力料金の単価は税込、税抜どちらになりますでしょうか。	電子入札システム又は大分県HPに電力入札の公告を掲載していますが、その添付ファイルの「電気料金入札金額計算書」に税込(消費税及び地方消費税)単価等を入力後、110分の100を乗じて得た額(1円未満切上げ)が入札金額となります。 以下はその注意書きの記載です。 ※注1:内訳の単価は契約希望単価(課税事業者にあつては消費税相当額を含むもの)とし、小数点第2位未満を切り捨てたものを適用すること。 ※注2:基本料金の小数点第2位未満は切り捨てとする。 ※注3:見込金額合計(円)の1円未満の端数は(基本料金)①+(電力量料金)②+(調整料金)③を合計した後に切り捨てる。 なお、落札金額は電気料金入札金額の100分の110に相当する金額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)となります。(入札説明書18-(4)) 計算式を入れてますが、提出の際は、入札金額(税抜き)に誤りがないか必ず検算等確認してください。
104 入札関係	入札金額の積算につきまして、基本料金及び電力料金の単価は税込、税抜どちらになりますでしょうか。 税抜単価で入札金額を算定する場合、実際の契約は税込単価となり、消費税額を乗じることになりますので小数点第3位以下に端数が生じた場合は切り捨てる認識で問題ないでしょうか。	電子入札システム又は大分県HPに電力入札の公告を掲載していますが、その添付ファイルの「電気料金入札金額計算書」に税込(消費税及び地方消費税)単価等を入力後、110分の100を乗じて得た額(1円未満切上げ)が入札金額となります。 以下はその注意書きの記載です。 ※注1:内訳の単価は契約希望単価(課税事業者にあつては消費税相当額を含むもの)とし、小数点第2位未満を切り捨てたものを適用すること。 ※注2:基本料金の小数点第2位未満は切り捨てとする。 ※注3:見込金額合計(円)の1円未満の端数は(基本料金)①+(電力量料金)②+(調整料金)③を合計した後に切り捨てる。 なお、落札金額は電気料金入札金額の100分の110に相当する金額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)となります。(入札説明書18-(4)) 計算式を入れてますが、提出の際は、入札金額(税抜き)に誤りがないか必ず検算等確認してください。

質問に対する回答書

質問事項	質問内容	R7回答
105 入札関係	各施設分の予定契約電力および予定使用電力量を合計し、1つの内訳書を作成してもよろしいでしょうか。複数施設の内訳書をそれぞれの施設作成する必要がある場合、各拠点の税込金額を税抜に直したのちに足し合わせるのか、全施設の税込金額を合計した後に、税抜きに直すのかどちらになりますでしょうか。	電子入札システム又は大分県HPに電力入札の公告を掲載していますが、その添付ファイルの「電気料金入札金額計算書」を使用してください。また、税込(消費税及び地方消費税)単価等を入力後、110分の100を乗じて得た額(1円未満切上げ)が入札金額となります。 以下はその注意書きの記載です。 ※注1:内訳の単価は契約希望単価(課税事業者にあつては消費税相当額を含むもの)とし、小数点第2位未満を切り捨てたものを適用すること。 ※注2:基本料金の小数点第2位未満は切り捨てとする。 ※注3:見込金額合計(円)の1円未満の端数は(基本料金)①+(電力量料金)②+(調整料金)③を合計した後に切り捨てる。 なお、落札金額は電気料金入札金額の100分の110に相当する金額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)となります。(入札説明書18-(4)) 計算式を入れてますが、提出の際は、入札金額(税抜き)に誤りがないか必ず検算等確認してください。
106 入札関係	入札金額計算書の記載に関して、基本料金単価や従量料金単価は小数点第2位まで表示してよろしいでしょうか。	問題ありません。
107 入札関係	入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない端数処理につきましては下記の端数処理方法にて算出して問題ございませんでしょうか。 A:基本料金=契約電力×単価×力率(小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持) B:電力量料金=使用電力量×単価(小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持) C:燃料費等調整(燃料費調整単価+市場価格調整単価)=使用電力量×単価(小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持) D:再エネ賦課金=使用電力量×単価(小数点以下切捨て) ※C・Dについては入札時に含む場合のみ E:月額合計=各月A～D合算(小数点以下切捨て)	「電気料金入札金額計算書」は、Cの燃料費等調整額は含まないこととしています。Dの再エネ賦課金も含まないこととしています。調整料金の記載については、注4を熟読して下さい。
108 入札関係	入札時の算定方法について、入札金額計算書等に記載のない端数処理については以下の端数処理を使用してよろしいでしょうか。 ① 基本料金=契約電力×単価×力率(小数点3位以下切り捨て) ② 電力量料金=使用電力量×単価(小数点3位以下切り捨て) ③ 燃料費等調整(燃料費調整単価+市場価格調整単価)=使用電力量×単価(小数点3位以下切り捨て) ④ 再エネ賦課金=使用電力量×単価(円未満切り捨て) ※③④は入札時の算定に含む場合 ⑤ 月合計=【①、②および③の料金の合計(円未満切り捨て)】+④ 税込総額-税抜総額に割り戻す場合 ⑥ 入札金額=⑤×100/110(円未満切上)	「電気料金入札金額計算書」は、③の燃料費等調整額は含まないこととしています。④の再エネ賦課金も含まないこととしています。調整料金の記載については、注4を熟読して下さい。

質問に対する回答書

質問事項	質問内容	R7回答
109 入札関係	入札金額を算出する際、下記の認識でよろしいでしょうか。 ・基本料金及び電力量料金の各単価には消費税および地方消費税を含むことができる。 ・基本料金および電力量料金は端数処理を行わず小数点第二位まで含むことができる。 ・各月の基本料金と電力量料金の合計額に1円未満の端数が生じたときは、月ごとにその端数を切り捨てる。 ・1年間の総額(税込)より入札金額(税抜)を算出する際、1円未満の端数を切り上げる。	電子入札システム又は大分県HPに電力入札の公告を掲載していますが、その添付ファイルの「電気料金入札金額計算書」を使用してください。また、税込(消費税及び地方消費税)単価等を入力後、110分の100を乗じて得た額(1円未満切上げ)が入札金額となります。 以下はその注意書きの記載です。 ※注1: 内訳の単価は契約希望単価(課税事業者にあつては消費税相当額を含むもの)とし、小数点第2位未満を切り捨てたものを適用すること。 ※注2: 基本料金の小数点第2位未満は切り捨てとする。 ※注3: 見込金額合計(円)の1円未満の端数は(基本料金)①+(電力量料金)②+(調整料金)③を合計した後に切り捨てる。 なお、落札金額は電気料金入札金額の100分の110に相当する金額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)となります。(入札説明書18-(4)) 計算式を入れてますが、提出の際は、入札金額(税抜き)に誤りがないか必ず検算等確認してください。
110 入札関係	税込総額ー税抜総額にする際に円未満切上として処理して問題ございませんでしょうか。	「電気料金入札金額計算書」に注1、注2、注3のとおり計算をすることとしているので確認して下さい。
111 入札関係	複数施設の入札金額計算書をそれぞれの施設作成する必要がある場合、各拠点の税込金額を税抜に直したのちに足し合わせるのか、全施設の税込み金額を合計した後に、税抜きに直すのかどちらになりますでしょうか。	電子入札システム又は大分県HPに電力入札の公告を掲載していますが、その添付ファイルの「電気料金入札金額計算書」を使用してください。また、税込(消費税及び地方消費税)単価等を入力後、110分の100を乗じて得た額(1円未満切上げ)が入札金額となります。 計算式を入れてますが、提出の際は、入札金額(税抜き)に誤りがないか必ず検算等確認してください。
112 入札関係	入札時に提出する内訳書について、各施設別に内訳書が必要となりますでしょうか。または全施設をまとめた内訳書1枚にて対応可能でしょうか(同一単価での提出となります)。	電子入札システム又は大分県HPに電力入札の公告を掲載していますが、その添付ファイルの「電気料金入札金額計算書」を提出してください。
113 入札関係	各施設においてプラン形態(季節別・時間帯別等)が異なる場合、全て季節別プランとして内訳書を作成してもよろしいでしょうか。	入札説明書18に記載のとおりです。
114 入札関係	入札金額の積算については、指定の内訳書を使用し積算いたしますが、当社は、下記記載の端数処理を用いて電気料金を算出いたします。仮に弊社が落札した場合、以下を適用することになりますか、よろしいですか。 ・基本料金及び電力量料金の各単価には、消費税を含むものとし、各月の基本料金および電力量料金の各小計においては、小数点以下第2位まで保持(小数点以下第3位を四捨五入)。 ・基本料金と電力量料金の合計金額を端数処理(単位を1円とし、その端は切り捨てる)する。	問題ありません。
115 入札関係	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金(燃料費等調整額がある場合はそれを含む)は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。	問題ありません。
116 入札関係	電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただくため、弊社が落札させていただいた場合、「直近1年分の30分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしております。ご対応いただけますでしょうか。	①30分値データ取得についての費用負担がある場合は、御社が負担すること。 ②返信用封筒を御社で用意すること。 が前提であれば可能です。 電子入札システムで落札決定通知が届いた後に、「30分値データ取得についての同意書」を送付していただければ押印の上で返送します。

質問に対する回答書

質問事項	質問内容	R7回答
117 入札関係	30分値データ等をお持ちでなく提供ができない方 落札時に「30分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出のご対応は可能でしょうか。	①入札参加申請の手続きを行い、申請を大分県が認めること。 ②30分値データ取得についての費用負担がある場合は、御社が負担すること。 ③返信用封筒を御社で用意すること。 を前提に当該書面を提出します。
118 入札関係	当該書面を提出いただくことにより広域機関から弊社への貴施設30分値の広域機関より提供いただくことが可能となりますがこちらの対応も難しいでしょうか。こちらも落札後の対応となります。	①入札参加申請の手続きを行い、申請を大分県が認めること。 ②30分値データ取得についての費用負担がある場合は、御社が負担すること。 ③返信用封筒を御社で用意すること。 を前提に当該書面を提出します。
119 入札関係	契約保証金の免除を希望する場合、提出する書類や提出時期の指定はございますか。 また、契約書の写しを提出する場合、契約単価等、ご契約者さま以外の第三者へ開示できない情報については、マスキングをとしての提出となります。ご了承ください。	免除申請に必要な書類は①電力需給契約、②契約日、③契約の相手方がわかる書類となりますので、第三者提供できない情報はマスキング処理してもかまいません。提出は契約書の作成時期になります。入札説明書14.19を確認下さい。
120 入札関係	契約保証金の免除について、過去2年間に契約を履行した証明として、【契約履行証明書】の提出は必須となりますでしょうか。	契約書の写しで問題ありません。
121 入札関係	契約保証金免除について、免除申請に必要な書類をご教示お願いいたします。	契約書の写しで問題ありません。
122 入札関係	契約保証金免除について、提出のタイミングについてご教示お願いいたします。 また免除可否の審査結果について、ご通知いただけますでしょうか。	期日については入札説明書19に記載のとおりです。 問題ありません。
123 入札関係	契約保証金の免除を受けるにあたり、「落札者決定通知の日から7日以内に、県が作成する様式による電気需給契約書に必要な事項を記載し、記名押印のうえ14に記載する契約保証金又は14(1)若しくは14(2)に掲げる事項を証明する書類を添えて提出すること。」と記載がございましたが、証明する書類について具体的にご教示いただけますでしょうか。	入札説明書14(1)に基づく場合は履行保証保険契約証明書、14(2)に基づく場合は契約書の写しまたは電気需要業務履行証明書を提出してください。
124 入札関係	契約保証金の免除に申請が必要な場合、提出書類をご教示いただけますでしょうか。 また、提出書類はどのタイミングで提出したらよろしいでしょうか。(参加資格書類提出時・入札書類提出時・落札後など)	入札説明書14(1)に基づく場合は履行保証保険契約証明書、14(2)に基づく場合は契約書の写しまたは電気需要業務履行証明書を提出してください。 期日については入札説明書19に記載のとおりです。
125 入札関係	契約保証金について、過去の契約実績において免除を希望する場合、必要な提出書類はありますでしょうか。必要な場合、いつ、どのような書類を提出すればよろしいでしょうか。	入札説明書14(1)に基づく場合は履行保証保険契約証明書、14(2)に基づく場合は契約書の写しまたは電気需要業務履行証明書を提出してください。 期日については入札説明書19に記載のとおりです。
126 入札関係	契約保証金の免除申請のために実績等についてご教示ください。 ①対象は国及び地方公共団体の実績のみでしょうか。 ②契約中の案件でもよろしいでしょうか。 ③実績は過去何年前までのものを使用してよろしいでしょうか。	①お見込みのとおりです。 ②契約満了のものが対象です。 ③過去2年間となります。
127 入札関係	契約保証金の納付が必要な場合、いつまでに納付が必要でしょうか。指定の期日までに支払いをすることが困難場合、申出等により支払期日の延長が可能となりますでしょうか。 また返還の期日も併せてご教示いただけますでしょうか。 上記については、入札への参加可否に関わる重要な質問となっておりますのでできる限り詳細にご回答いただけますと幸いです。	契約保証金の納付時期については、大分県契約事務規則第29条で、落札者決定の通知を受けた日から7日以内に契約に必要な文書に契約保証金又は契約保証金を納付したことを証する文書を添えて提出しなければならない。ただし、契約担者の承認を受けて、その期間を延長することができる。としています。 また、返還の時期については、大分県契約事務規則第5条第4項で契約保証金は、契約を履行したとき、又は契約者の責めに帰すべき理由によらないで契約を解除したときは、返還するものとするとしています。
128 入札関係	弊社は電気の供給に関しては現在契約中の自治体があります。 他の事業では複数自治体と履行済みの契約がありますが、その場合は契約保証金は免除になりますでしょうか。	入札説明書14(2)に基づく場合は同種の契約である必要があります。 また、履行済みであることが必要です。

質問に対する回答書

質問事項	質問内容	R7回答
129 入札関係	各社が独自に定める燃料費等調整額(燃料費等調整を行わず、燃料費等調整を請求しない場合を含む)による契約が可能な場合、本入札では燃料費等調整額を含めない料金で落札者が決定されるため、実際の燃料費等調整額を含めた請求額では必ずしも落札者が最安とならないケースが考えられます。 落札者の決定にあたっては、例えば各社の至近の燃料費等調整額の実績を参照する等、燃料費等調整額制度の違いを考慮いただけますでしょうか。	申し出の内容では対応致しかねます。
130 入札関係	入札金額の算定時には、燃料費等調整額を含みますでしょうか。また、燃料費等調整額には市場価格調整額を含んだ額になりますでしょうか。 含む場合、何年何月分のものを適用するかご教示ください。 また適用する場合に国による軽減措置は含みますでしょうか。	入札時には燃料費等調整額は含みません。
131 入札関係	入札金額の算定時には、再生可能エネルギー発電促進賦課金を含みますでしょうか。含む場合、何年何月分のものを適用するかご教示いただけますでしょうか。	入札時には再生可能エネルギー発電促進賦課金を含みません。
132 入札関係	燃料費調整額が発生しない(請求を行わない)料金制度での応札、契約締結は可能ですか。	契約書(案)第11条第2項のとおり、燃料費等調整額を合算した額での料金制度を適用したものであることから、ご質問の内容では契約できません。
133 入札関係	市場連動、または市場連動を含むプランでの応札は可能ですでしょうか。	入札説明書18に記載のとおりです。
134 入札関係	落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。	原則として開札日に決定しますが、難しい場合はあらかじめ連絡いたします。
135 入札関係	開札結果について公開方法・範囲を教えてくださいませんか。 あるいは開札結果を開札日(あるいは翌日)に電話かメール等でご連絡をいただくことは可能ですでしょうか。	入札(見積)結果表の閲覧を希望する者は、入札(見積)結果表閲覧申請書を提出の上で、閲覧を行うことができます。ただし、メールでの対応は不可となっています。 応札者名、応札価格についてご回答します。 電子入札システム応札業者には落札時に通知にて、落札業者及び落札価格をお知らせします。
136 入札関係	入札結果の確認をするためには、入札(見積)結果表閲覧申請書の提出が必須という認識でよろしいでしょうか。	入札(見積)結果表の閲覧を希望する者は、入札(見積)結果表閲覧申請書を提出の上で、閲覧を行うことができます。ただし、メールでの対応は不可となっています。 応札者名、応札価格についてご回答します。 電子入札システム応札業者には落札時に通知にて、落札業者及び落札価格をお知らせします。
137 入札関係	上記の認識の場合、入札(見積)結果表閲覧申請書のデータをいただけますでしょうか。また提出方法・提出のタイミング等ございましたらご教示いただけますと幸いです。	開札後、申し出があれば様式をメールで送付します。提出方法については郵送で問題ありません。ただし、メールでの対応は不可となっています。 なお、電子入札システム応札業者には落札時に通知にて、落札業者及び落札価格をお知らせします。
138 入札関係	入札結果表の閲覧を希望する場合の、入札(見積)結果表閲覧申請書は開札後に郵送提出すればよいでしょうか。様式はございますか。	郵送にて提出で問題ありません。メールでの対応は不可となっています。様式は閲覧希望時にメールで送付します。
139 入札関係	落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提出いただくことは可能ですか。	落札決定後、速やかに提示の準備を開始します。
140 その他	今回の入札に関しまして、落札金額等の公表は公報等で実施される予定でしょうか。 もし公表される場合には、弊社といたしましては「総額以外の詳細単価」につきましては公表をお控えいただきたく存じます。 ご了承いただけますでしょうか。	落札者等については県報で公示します。 落札金額は総額のみを公示しております。
141 その他	落札結果の公表は総額のみで、単価公表はなしという認識でよろしいですか。	落札金額は総額のみを公示しております。
142 その他	全てのグループに参加させていただこうと考えており、頂いた回答は全て共通という認識ですが、例外があればご教示ください。	基本的には同じですが、大分県立国東高等学校ほか17施設で使用する電気について、大分県立南石垣支援学校が大分県立別府やまなみ支援学校として移転します。(期間等については仕様書に記載しております。)

一般競争入札(教育庁):大分県立高田高等学校ほか11施設で使用する電気

質問に対する回答書

質問事項	質問内容	R7回答
143 その他	「契約単価は、別紙電力需給契約単価表(以下「単価表」という。)のとおりとする」と記載がございますが、頂いた資料の中に単価表がございません。別途、頂戴することは可能でしょうか。	契約書(案)に追加する形でホームページで公開しております。